

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
所有車両の運行及び管理に関する規程

平成 4年 4月 1日制定
平成 6年 9月 6日一部改正
平成10年 3月25日一部改正
平成12年 3月29日一部改正
平成17年 2月22日一部改正
平成25年 3月28日一部改正
令和 3年12月13日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日市社会福祉協議会（以下「本会」という。）において所有する自動車（以下「車両」という。）の運行及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(運行方法)

第2条 車両は、本会の職員及び本会が指定した者でなければ運行することができないものとする。

(安全運転管理者)

第3条 会長は、道路交通法第74条の2第1項の規定に基づき、安全運転管理者を選任する。

2 安全運転管理者は、車両を運転する者（以下「運転者」という。）に対し、法令を遵守し、安全に運転するよう指導するものとする。

3 安全運転管理者は、車両の運行計画作成、運転者の免許証の控え簿管理、異常気象時の車両運行判断、及び運転日誌の内容確認を行う。

(車両管理者)

第4条 車両の管理責任者（以下「車両管理者」という。）は事業福祉課長をもって充てるものとする。

2 車両管理者は、車両を管理し、その用途、保全、運行状況、整備及び燃料消費の状況について、常に把握しておかなければならない。

3 車両管理者は、安全運転管理者と連携を図り、車両の安全運行態勢の確立に努めるものとする。

(所属長の責務)

第5条 車両を使用しようとする所属長は、安全運転管理者の指導に基づき、運転者に対し、安全な運転の確保に努めるよう指示を行うとともに、過労、病気等により正常な運転をすることができない恐れのある職員に対しては、車両の運転を命じてはならない。

(運転者の責務)

第6条 運転者は、道路交通法等関係法令を遵守し、安全な運転の確保に努めるとともに、

運行前の車両の点検により、又は運行中に異常を発見したときは、速やかに車両管理者に届け出なければならない。

(車両の修理)

第7条 車両管理者は、前条の規定による届け出を受けた場合、又は自ら異常を発見した場合で、修理を必要と認めたときは、速やかに当該車両の修理を行うものとする。

(車両の格納)

第8条 運転者は、運行終了後、速やかに所定の場所に車両を格納しなければならない。

(使用報告)

第9条 運転者は、運行終了後直ちに運転日誌(様式第1号)により、車両管理者に使用状況を報告しなければならない。

(事故処理)

第10条 運転者は、衝突その他の事故が発生したときは、直ちに口頭又は電話により、車両管理者を通じて安全運転管理者に報告し、その指示を受けるとともに延滞なく事故報告書(様式第2号)を安全運転管理者に提出しなければならない。

2 安全運転管理者は、前項による報告を受けたときは、延滞なく事実を調査し関係資料を添えて事故報告書(様式第3号)により、会長に報告しなければならない。

3 事故の処理は、安全運転管理者及び車両管理者と協議の上、運転者の所属長が行うものとする。

(委任)

第11条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 6 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 13 日から施行する。

様式第2号

事 故 報 告 書					
	所属課係長	所属課長	事業福祉課長	局長	会長
発生日時	年 月 日 時 分		発生場所		
相手方			用 務		
事故発生 の概要					
損 害 状 況	社協				
	相手				
事 故 の 振 り 返 り					
所 属 長 の 意 見					
<p>上記のとおり事故が発生しましたので報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人 春日市社会福祉協議会</p> <p style="text-align: center;">会 長 様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">報告者 印 (運転者)</p>					

